精神障害者保健福祉手帳所持

の方または肢体不自由3級の方

級・2級(④に該当する方以外)

5

身体障害者手帳所持者のうちっ

A2判定の方

療育手帳所持者のうちA1

2級、呼吸器機能障害1

-級の方

介護用品助成券を 交付 Ž しし ます

る助成券を交付しています。 用品を在宅で使用している方に、 常時、 寝たきりや認知症など心身の障がいのため介護 介護用品の購入に使え

助成券の交付額

60歳以上の方または 要介護認定のある方の場合

9 市民税非課税世帯で要介護 月額5,000円

市民税課税世帯の方 月額3,000円

月額1,000円

0

3以外で、

障がい者手帳の

4 介護用品使用者本人が20歳未満の方

市民税課税世帯でΦ以外の方 月額3,000円

0

⑤ 市民税非課税世帯で
④以外の方 交付を受けている方の場合 月額5,000円 ます

購入できる介護用品 助成券で

紙おむつ、尿とりパット、 使い捨て手袋、 おしり拭き、 清拭剤、 ドライシャンプー 介護シーツ、 リハビリパンツ

※助成券は、 お使い 覧は助成券とあわせてお渡し. いただけます。 市内の協力店でのみ 協力店 U





出してください 民生委員または市保健師の確認 申請書に確認を受けて長寿介護 障害福祉課または各保健セン (朽木地域は朽木支所)に提

可能です。 る居宅介護支援事業所の確認でも を利用している方は、 が必要です。 介護保険のサービス 利用してい

※前年度に引き続き申請される 方は、この確認を省略するこ とができます。

長寿介護課 (25)8029**466**に該当する方 障害福祉課 **3**(25)8516



申請方法

間●23に該当する方

●介護認定が 月額 5,000円 市民税が非課税世帯 要介護4・5 60 歳以上または 介護認定のある方 介護認定が 要介護4・5以外 月額 3,000円 月額 1,000円 ③市民税が課税世帯 月額 5,000 円 ▶ 4 20 歳未満の方 上記以外で障がい者手帳の 交付を受けている方等 ● 市民税が非課税世帯 ■ 月額 3,000円 20歳以上の方 ● 市民税が課税世帯 月額 1,000円

月額1,500円分

②77歳以上でひとり暮らしの方

○対象者のうち②、

3

(5) の 方

月額2,000円分

市民税非

課

税世帯

課

税

状

況

介護保険要介護·要支援認定者

◆身体障害者手帳所持者のうち肢体

不自由一級·Q級、視覚障害一級

以上の方

《ガソリン助成券》 ○対象者のうち⑤の方 ○対象者のうち④の方 月額1,000円分

4 ⑤ の 方 は 「タクシ

750円分

月額

でいただきます。 助成券」のうちどちらかを選ん 利用助成券」または「ガソリン ださい

申請方法

木地域は朽木支所)で申請してく福祉課または各保健センター(朽 お持ちのうえ、長寿介護課、障害障がいのある方は障がい者手帳を る方は介護保険の被保険者証を、 要介護・要支援認定を受けてい

間①②③に該当する方 長寿介護課 (25)8029④⑤に該当する方

障害福祉課 $\mathbf{3}(25)8516$

2012 • 4 • 1

紙ごみ減量標語応募作品 「ちょっとまってそのゴミ まだつかえない?!」 松本 夕佳 (安曇川)

夕

クシ

lacktriangle

ガ

助成額

タクシー・バス利用助成券

月額 2,000円分

アクシー・バス利用助成券

月額 1,500円分

タクシー・バス利用助成券

月額 1,500円分

タクシー・バス利用助成券

ガソリン利用助成券

月額 1,000円分

タクシー・バス利用助成券

月額 1,500円分

ガソリン利用助成券

対象ではありません

月額 750 円分

月額 2,000円分

恒祉総合交通利用助成のお知らせ

の助成券を交付

7

ます

市民税課税世帯

対象者

受けている方などの外出を支援するために、タクシー

利用助成券やガソリン助成券を交付しています。

介護・障がいの状況等

①の方

(2)の方

③の方

4の方

(5)の方

上記以外の方

乃歳以上でひとり暮らしの方、

また障がい者手帳の交付を

市では、介護保険要介護・要支援認定を受けている方や

れかに該当する方

課税の世帯の方のうち、

市内にお住まいで、

5、次のいず 市民税が非

助成額

《タクシー・バス利用助成券》

○対象者のうち①、

4 の 方